

はじめに

この「労働編2」では、「労災保険法」「雇用保険法」「労働保険徴収法」において、繰り返し出題されている重要問題を掲載しております。

2020 出るデル過去問 ＜労働編2＞

労働者災害補償保険法
雇用保険法
労働保険徴収法

問題番号の記載について、たとえば、**【 H28-1-A 】** とあるのは、平成28年度の問題であって、該当科目の問1の肢Aの問題であることを示しています。

[改題] とあるのは、出題後に改正があったことにより、その改正に沿って問題文の一部を修正していることを示しています。また、掲載の都合上、問題文を修正したものについても、[改題] としています。

横断**取締役の適用****【 H28-労災1-B 】**

法人のいわゆる重役で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあつて賃金を受ける場合は、その限りにおいて労災保険法が適用される。

【 H29-労基2-エ 】

株式会社の取締役であっても業務執行権又は代表権を持たない者は、工場長、部長等の職にあつて賃金を受ける場合には、その限りにおいて労働基準法第9条に規定する労働者として労働基準法の適用を受ける。

【 H19-労基1-B 】

労働基準法でいう「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者をいい、法人のいわゆる重役で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあつて賃金を受ける場合は、その限りにおいて同法第9条に規定する労働者である。

【 H13-労基1-C 】

労働基準法でいう「労働者」とは、職業の種類を問わず事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者をいい、株式会社の取締役である者は労働者に該当することはない。

【 H30-雇保2-C 】

株式会社の取締役であつて、同時に会社の部長としての身分を有する者は、報酬支払等の面からみて労働者的性格の強い者であつて、雇用関係があると認められる場合、他の要件を満たす限り被保険者となる。

【 H17-雇保1-A 】

株式会社の取締役は、同時に会社の従業員としての身分を有している場合であっても、役員報酬を支払われている限り委任関係とみなされ、被保険者となることはない。

労働基準法の「労働者」とは、職業の種類を問わず、**事業に使用される者**で、**賃金を支払われる者**です。

で、労災保険は、労働基準法の災害補償を保険制度化したものですから、その適用を受ける労働者の範囲は、労働基準法と同じです。つまり、労働基準法の労働者であれば、労災保険法が適用されるということです。

そこで、法人の代表者等で、事業主体との関係において使用従属の関係に立たないものについては、使用されるものではありませんから、労働者とはなりません。これに対して、重役等で、業務執行権又は代表権を持たず、工場長や部長等の職にあつて**賃金を受ける者**は、その限りにおいて、労働基準法の「労働者」に該当します。

ですので、**【 H28-労災1-B 】**、**【 H29-労基2-エ 】**、**【 H19-労基1-B 】**は、正しいです。

【 H13-労基1-C 】では「株式会社の取締役である者は労働者に該当することはない」としています。前述のとおり、労働者に該当することがあるので、誤りです。

それと、雇用保険でも、基本的な考え方は同じです。従業員としての身分を有しており、報酬支払等の面から労働者的性格が強い者であつて、**雇用関係がある**と認められる者は、雇用保険法が適用されます。

つまり、所定の要件を満たせば、被保険者となります。ですので、**【 H30-雇保2-C 】**は正しく、**【 H17-雇保1-A 】**は誤りです。

ということで、取締役が労働者として適用されるかどうかという点については、横断的に押さえておきましょう。

労災

業務災害の認定

【 H29-1-E 】

川の護岸築堤工事現場で土砂の切取り作業をしていた労働者が、土蜂に足を刺され、そのショックで死亡した。蜂の巣は、土砂の切取り面先約 30 センチメートル程度の土の中にあつたことが後でわかり、当日は数匹の蜂が付近を飛び回っており、労働者も使用者もどこかに巣があるのだらうと思っていた。この場合、業務上として取り扱われる。

【 H27-3-C 】

配管工が、早朝に、前夜運搬されてきた小型パイプが事業場の資材置場に乱雑に荷下ろされていたためそれを整理していた際、材料が小型のため付近の車むらに投げ込まれていないかと草むらに探しに入ったところ、その草むらの中に棲息していた毒蛇に足を咬まれて負傷した場合、業務上の負傷に該当する。

【 H5-2-A 】

小型パイプが資材置場に乱雑に荷下ろしされているのを整理する作業に従事していた労働者が、材料が小型のため車むらに投げ込まれていないかと探し入ったところ、この地に多く棲息するハブに噛まれ負傷した。本件は、業務外の災害である。

「業務災害」に関する問題です。

このところ、業務災害に関しては、これらの問題のような事例がたびたび出題されています。

そこで、まず、「業務災害」とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡のことで、「業務上の事由による」と認定されるためには、「**業務遂行性**があること」及び「**業務起因性**があること」という要件を満たす必要があります。

では、「蜂に刺されること」や「蛇に噛まれる」ということが業務と関連があるのだろうか？と考えてしまう可能性があります。業務を行っている際に、**潜在的な危険**が存在し、それが具体化したのであれば、業務との関連が認められることがあります。

【 H29-1-E 】の状況においては、作業中に土蜂に刺される危険性があり、実際に刺されたのであれば、潜在的な危険が具体化したといえます。そのため、業務遂行性及び業務起因性が認められ、業務上として取り扱われました。

【 H27-3-C 】と【 H5-2-A 】も同様の考え方で、設問の配管工の行為には、業務遂行性が認められ、また、「毒蛇に足を咬まれて負傷」というのは、草むらでの業務に内在する危険が現実化したものといえ、業務起因性も認められるため、業務上の災害として取り扱われました。

ですので、

【 H29-1-E 】と【 H27-3-C 】は正しく、【 H5-2-A 】は誤りです。

このような事例については、いくらでもあるので、1つ1つすべてを確認するということはできませんから、認定に関する基本的な考え方、たとえば、作業中の災害であれば、作業を離脱している際に発生したものや災害が業務外の原因によるものである場合等は、業務災害とされないことがあり、そうでないなら、基本的に業務災害とされることなどを押さえておきましょう。

労災	業務上の疾病
-----------	---------------

【 H28-5-A 】

業務上の疾病の範囲は、労働基準法施行規則別表第一の二の各号に掲げられているものに限定されている。

【 H21-1-C 】

業務に関連がある疾病であっても、労働基準法施行規則別表第1の2の各号に掲げられている疾病のいずれにも該当しないものは、業務上の疾病とは認められない。

【 H19-1-A 】

業務上の負傷に起因する疾病は、労働基準法施行規則第35条及び別表第1の2で定める業務上の疾病には含まれない。

【 H14-1-D 】

業務に起因することが明らかな疾病であっても、労働基準法施行規則別表第1の2において具体的に疾病の原因及び種類が列挙されている疾病のいずれかに該当しないものは、保険給付の対象とはならない。

【 H17-2-B 】

厚生労働省令（労働基準法施行規則別表第1の2）では、業務上の疾病を例示しており、例示された最後の疾病は「その他業務に起因することの明らかな疾病」であるが、その具体的な疾病名は、厚生労働大臣が告示している。

【 H20-選択 】

業務災害とは、労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡をいい、このうち疾病については、労働基準法施行規則別表第1の2に掲げられている。同表第11号の「その他業務に起因することの明らかな疾病」については、業務災害と扱われるが、このためには、業務と疾病との間に（ A ）がなければならない。

【 H26-7-D 】

労働者が業務に起因して負傷又は疾病を生じた場合に該当すると認められるためには、業務と負傷又は疾病との間に相当因果関係があることが必要である。

「業務上の疾病」に関する問題です。

業務上の疾病に対する補償を行うものといえば、そもそもが**労働基準法の災害補償**です。

ですので、労災保険の業務災害に関する保険給付の対象となる疾病かどうかを判断する場合も、労働基準法の規定に基づきます。

具体的には、**労働基準法施行規則** 35 条と別表 1 の 2 に業務上の疾病についての規定が置かれていて、この点は選択式で論点にされたこともあります。

そこで、【 H28-5-A 】と【 H21-1-C 】ですが、

前述したように、「業務上の疾病」については、労働基準法施行規則別表 1 の 2（この規定に基づく告示を含みます）において定められていて、この規定に掲げられている疾病に該当しないものは、業務上の疾病とは認められないので、正しい内容です。

では、【 H19-1-A 】ですが、これは誤りです。

業務上の負傷に起因する疾病は、業務上の疾病に含まれます。いきなり病気が発症するのではなく、まず、ケガをし、それに起因して病気になるってこと、当然、あり得ますから。

【 H14-1-D 】も、誤りです。

具体的に列挙されているものに該当しなくても、「厚生労働大臣が指定する疾病」や「その他**業務に起因することの明らかな疾病**」に該当すれば、保険給付の対象となります。

その次の【 H17-2-B 】も、誤りです。

「その他業務に起因することの明らかな疾病」、これについては、具体的な疾病名は告示されていません。

それと、【 H20-選択 】では、「業務に起因することの明らかな疾病って、どんな疾病なの？」という考え方の部分を空欄にしています！

業務に起因することの明らかな疾病というのは、

「業務と疾病との間に**相当因果関係**があるもの」です。

業務との関係があるからこそ、業務上として扱われるのですから、疾病が業務と因果関係があって初めて業務上の疾病となるってことです。

で、この点は、【 H26-7-D 】で、択一式としても出題されています。

これは、そのとおり、正しい内容です。

「**相当因果関係**」って、条文上の用語ではないですが、業務災害に関しては、基本的な用語ですから、しっかりと押さえておきましょう。

労災

心理的負荷による精神障害の認定基準

【 H30-1-B 】

認定基準において、業務による強い心理的負荷とは、精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかという観点から評価されるものであるとされている。

【 H27-1-E 】

認定基準においては、うつ病エピソードを発病した労働者がセクシュアルハラスメントを受けていた場合の心理的負荷の程度の判断は、その労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかで判断される。

【 H24-7-C 】

認定基準においては、「業務による強い心理的負荷」について、精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されるとしている。

「心理的負荷による精神障害の認定基準」に関する問題です。

認定基準において「認定要件」の1つとして「対象疾病の発病前おおむね6カ月の間に、**業務による強い心理的負荷**が認められること」を掲げています。

この「**業務による強い心理的負荷**」についてどのような観点から評価されるのかといえ、

精神障害を発病した労働者がその出来事及び出来事後の状況が持続する程度を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価されるものである

としています。

認定するための基準ですから、個々の労働者の主観にしまうと、認定に統一性が保たれず、結果として不公平な事態となるということも考えられるので、客観的なものとする必要があります。

ですから、職種、職場における立場や職責、年齢、経験等が類似する者である同種の労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価するようにしています。

ということで、「主観的にどう受け止めたか」とある【 H30-1-B 】と【 H27-1-E 】は誤りで、【 H24-7-C 】は正しいです。

「心理的負荷による精神障害の認定基準」は、今後、選択式での出題も考えられるので、キーワードはしっかりと確認しておいたほうがよいでしょう。

労災

通勤における逸脱・中断

【 H18-1-D 】

通勤としての移動の経路を逸脱し、又は移動を中断した場合における逸脱又は中断の間及びその後の移動は、原則として通勤に該当しない。

【 H28-5-オ 】

労災保険法第7条に規定する通勤の途中で合理的経路を逸脱した場合でも、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱の間も含め同条の通勤とする。

【 H23-4-A 】

労災保険法第7条に規定する通勤の途中で合理的経路を逸脱した場合でも、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱の間も含め同条の通勤とする。

【 H11-1-A 】

労働者が、就業に関し、自宅と就業の場所との間を往復するに際し、通勤に必要な合理的な経路を逸脱した場合であっても、日常生活上必要な行為を行うためにやむを得ない理由があれば、当該逸脱の間に生じた災害についても保険給付の対象になる。

【 H27-3-E 】

会社からの退勤の途中で美容院に立ち寄った場合、髪の設定を終えて直ちに合理的な経路に復した後についても、通勤に該当しない。

【 H13-1-E 】

通勤の途中、理美容のため理髪店又は美容院に立ち寄る行為は、特段の事情が認められる場合を除き、日常生活上必要な行為とみることができ、その後合理的な経路に復した後は通勤と認められる。

【 H25-4-オ 】

女性労働者が一週間に数回、やむを得ない事情により、就業の場所からの帰宅途中に最小限の時間、要介護状態にある夫の父を介護するために夫の父の家に立ち寄っている場合に、介護終了後、合理的な経路に復した後は、再び通勤に該当する。

【 H9-記述 [改題] 】

労働者が通勤の移動の経路を（ B ）し、又はその移動を（ C ）した場合には、当該（ B ）又は（ C ）の間及びその後の移動は通勤とはされない。

通勤の定義に関しては、頻繁に出題されています。
で、これらの問題は、逸脱又は中断の間やその後の移動は通勤となるか否かというのが論点です。

逸脱や**中断**をしてしまえば、通勤という行為をしている状態ではなくなるのですから、当然、通勤としては認められません。
ということで、【 H18-1-D 】は正しいです。

では、逸脱をしたけど、それが日常生活上必要な行為であった場合は、どうなるのでしょうか？

【 H28-5-オ 】と【 H23-4-A 】では、逸脱の間も通勤になるとしていません。

【 H11-1-A 】も、「その間の災害も保険給付の対象となる」としているの
で、やはり、逸脱の間も通勤になるということです。

逸脱の間は、いくらなんでも、実際に通勤という行為をしていないのですから、いかなる理由であっても、通勤としては認められません。
いずれも誤りです。

そこで、この逸脱・中断に関して、事例として出題されることもあります。
それが、【 H27-3-E 】、【 H13-1-E 】と【 H25-4-オ 】です。

【 H27-3-E 】と【 H13-1-E 】では、逸脱・中断の理由を
「美容院に立ち寄った」「理美容のため理髪店又は美容院に立ち寄る行為」としてしています。

この行為は、**日常生活上必要な行為**となりますが、この行為をしている間は、当然、通勤にはなりません。

ただ、合理的な経路に戻れば、その後は、通勤になります。

ですので、【 H27-3-E 】は誤りで、【 H13-1-E 】は正しいです。

【 H25-4-オ 】は、「要介護状態にある夫の父を介護するため」の逸脱・中断です。この行為も、**日常生活上必要な行為**と認められるので、合理的な経路に復した後は通勤となるため、正しいです。

通勤の移動経路からそれたり、経路上であっても、通勤のための移動をしていないのであれば、それは、いかなる理由であっても、通勤ではありません。

しかし、逸脱・中断が

「**日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合**」

には、再び合理的な経路に戻って移動をするのであれば、それは通勤と認められます。

ということで、

通勤の定義については、

択一式では、事例的な問題に、特に注意しましょう。

それと、【 H9-記述[改題] 】のように、選択式での出題実績もありますから、選択式対策も怠らずに。

【 H9-記述[改題] 】の答えは、

B : **逸脱** C : **中断**

です。

労災

通勤による疾病

【 H21-1-D 】

通勤による疾病は、通勤による負傷に起因する疾病その他厚生労働省令で定める疾病に限られ、その具体的範囲は、労災保険法施行規則に基づき厚生労働大臣が告示で定めている。

【 H20-2-A 】

通勤による疾病については、通勤による負傷に起因する疾病のほか、業務上の疾病の範囲を定める厚生労働省令の規定が準用される。

【 H13-1-C 】

通勤による疾病は、厚生労働省令で定めるものに限られる。

【 H17-2-A 】

業務上の事由による疾病として療養補償給付の対象となる疾病の範囲は、厚生労働省令（労働基準法施行規則別表第1の2）で定められており、通勤による疾病として療養給付の対象となる疾病の範囲も、この厚生労働省令の規定が準用される。

【 H14-2-D 】

通勤による疾病の範囲は、通勤による負傷に起因する疾病のほか、業務上の疾病の範囲に準じて厚生労働大臣告示において具体的に疾病の種類が列挙されている。

【 H19-1-B 】

通勤による疾病とは、通勤途上で生じた疾病その他厚生労働省令で定める疾病をいう。

【 H18-選択 】

労働者災害補償保険法による保険給付の事由となる業務災害及び通勤災害のうち業務上の疾病の範囲は、（ A ）で、通勤災害のうち通勤による疾病の範囲は、（ B ）で定められている。

業務上の疾病として（ A ）の別表第1の2に掲げられている疾病のうち同表第11号に掲げられている疾病は、その他（ C ）である。

通勤による疾病として（ B ）に定められている疾病は、（ D ）に起因する疾病その他（ E ）である。

「通勤による疾病」に関する問題です。

業務上の疾病に関する問題もよく出ますが、通勤による疾病に関しても、かなり出題されています。

通勤による疾病について、「**厚生労働省令で定めるものに限る**」とされており、その厚生労働省令では、「**通勤による負傷に起因する疾病**」その他**通勤に起因することの明らかな疾病**」と定めています。

で、この「厚生労働省令」ですが、これは、「**労働者災害補償保険法施行規則**」です。

業務災害は労働基準法の災害補償がベースになっていますが、通勤災害は、労災保険で独自に保護していますから、根拠は、労災保険法にあるので、疾病の範囲も「労働者災害補償保険法施行規則」で規定しています。

なので、業務上の疾病の範囲を定める厚生労働省令の規定が準用されているわけではありません。

それと、疾病の具体的範囲を、

「厚生労働大臣が告示で定めている」ということはありませんし・・・

「厚生労働大臣告示において具体的に疾病の種類が列挙されている」

ってこともありません。

ということで、

【 H21-1-D 】、【 H20-2-A 】、【 H17-2-A 】、【 H14-2-D 】は、誤り。

【 H13-1-C 】は正しいです。

それと、

【 H19-1-B 】には、「通勤途上で生じた疾病」とありますが、これらすべてが「通勤による疾病」に該当するわけではありません。

通勤途上であっても、通勤に起因しないことで生じる疾病もありますから、ですので、誤りです。

【 H18-選択 】の答えは

A : **労働基準法施行規則**

B : **労働者災害補償保険法施行規則**

C : **業務に起因することの明らかな疾病**

D : **通勤による負傷**

E : **通勤に起因することの明らかな疾病**

です。

とにかく、これだけ出ていますから、このところしばらく出題がないとはいえ、今後、また出題されるでしょう。

ということで、ここは、しっかりと押さえておきましょう。

絶対に、ハズせませんよ。